

Title	農業における調整的生産価格の「限界原理」と「平均原理」：差額地代第二形態論の一考察
Sub Title	On the regulating price of production in agriculture : a study on the second form of differetial rent
Author	常盤, 政治
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.4 (1959. 4) ,p.313(27)- 333(47)
JaLC DOI	10.14991/001.19590401-0027
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590401-0027

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

しかし労働力の買手のみの一方的な「カルテル」にも等しい業者間協定をもって、最低賃銀制とする考え方は、売手たる労働者にはもちろん、国際的通念からいっても承認しがたいものと思われる。買手のみの「カルテル」では、今は最低賃銀を引上げるといっても、買手は元来安いことを求めるから、全体としての賃銀支払額の増大を抑え、低賃銀を固定化するものになりやすいし、わが国の賃銀格差、さらには二重構造を是正するテコとしての作用などは望むべくもない。

わが国の中小企業問題の特質は、前述の如き特殊構造を通じて、独占資本を頂点とする上からの「しわよせ」が苛酷になされ、これをはねかえす組織力も抵抗力も中小企業にはなく、さらにドン底で最後に「しわよせ」を負わされる中小企業労働者も無組織で、いわば「底抜け」の井戸のようなものである点に要約される。しかし中小企業の低労働条件も経済の自然法則からくる限界にきている。中小企業労働者の組織化運動が、昭和三〇年以来発展してきたし、効果的な最低賃銀制の要求も強まってきている。中小企業者自身も漸次、前述の如きメカニズムを意識しはじめたし、かれらの組織は、その「二重性」(上から「しわよせ」されるが自分も資本家として労働者をひどい条件で搾取していること)の故にまことに弱いが、次第に成長しつつある。

中小企業対策の方向は、「底抜けの井戸」に底を作ることと、上からの「しわよせ」を除去すること、即ち労働政策と総合的経済政策

とが相俟たねばならない。しかし現在の経済政策が「しわよせ」を促進する方向に向っている限り、その単なる糊塗策にすぎぬ現在の中小企業経済政策の効果を待ってからは、漸次最低賃銀制を前進させてゆくつもりだ、というような約束は信ずることができない。だからこそ中小企業者は「サンドウィッチ」になることをおそれている。経済政策の基本方向が改められぬ限り、下からの力で労働政策を推進させ、この刺激によって中小企業者を自覚させて、上からの「しわよせ」に抵抗する必要を認めさせねばならないであろう。

〔附記〕 筆者の不手ぎわのため前半で余りに紙数を費し、本論ともいべき第五章で論ずる予定の問題を圧縮、割愛せざるを得なかった。なお、時間的余裕なきまま旧稿の一部を加筆訂正して採用した部分も一部にあることをお詫びする。本論で論じつくされなかった諸点については左記の拙稿を御参照下されれば幸甚である。

- 「中小企業の労働運動と日本経済」(月刊「労働問題」一九五九年二月号)
- 「中小企業の問題点と政策への反省」(公正取引協会「公正取引」一九五九年二月号)
- 「日本中小企業の構造的特質と労働問題」(欧米と日本との比較「季刊「労働法」一九五八年十二月号)
- 「欧米と日本の中小企業」(国際的視角からみた日本への反省「商工組合中央金庫「商工金融」一九五八年十二月号)

農業における調整的生産価格の

「限界原理」と「平均原理」

——差額地代第二形態論の一考察——

常 盤 政 治

まえがき

一 問題の所在

二 農業における追加投資の特殊性

——生産性の低下する追加投資とその契機——

三 最劣等地における調整的生産価格の「平均原理」

——生産性の増進する追加的資本投下——

四 むすび

まえがき

わが国における地代論の研究は相当多くの人々によって行われ、地代論をめぐっての論争が昭和の初年以來活潑に行われてきたことは周知の如くであるが、これらの研究及び論争は主として「虚偽の社会的価値」の源泉及び本質の究明に関する論議であった。

「虚偽の社会的価値」の存在は農業における市場価値法則の特殊性を集中的に表現するもので、差額地代論のキーポイントであるが

農業における調整的生産価格の「限界原理」と「平均原理」

故に、従来の地代論争の中心点がこの問題に置かれてきたことはけだし当然といわねばならない。しかし、それを差額地代第一形態論のディメンションでのみ即目的に解決しようとするとき、そこにはおのずから限界があるように思われる。土地生産物の市場価値規定の特殊性は——したがってまた「虚偽の社会的価値」の本質も——差額地代第二形態論を媒介としてはじめて充分に解明されうるものといえないであろうか。ただし、差額地代第二形態論においてはじめて、農業における追加投資の条件の差別性と同一性が展開され、資本の法則が農業において貫徹する姿がより具体的に剔抉されるからである。第一形態論では土地生産物の市場価値規定の差別性の面が前面におしだされ、差別性がいわば即目的にとりあげられているのに対し、第二形態論では同一性がとりあげられるなかで差別性が位置づけられているが故に、農業における資本の「生産力増大」の法則貫徹の姿がより具体化されているといえることができる。そのことをわれわれは農業における市場調整的生産価格形成の「限界原

理」と「平均原理」のうちにみいだすように思われるのである。差額地代に転化すべき超過利潤と特別剰余価値に基づく超過利潤との根本的な差異がそこに對蹠的に見出される。

一 問題の所在

次頁の諸表はエンゲルスによって「整理補足」された差額地代第二形態に関する諸表の一部である。

第3表及び第4表に注目して、かつて田代隆氏は次のように疑問を提起された。「第一表で明かであるように差額地代の第一形態の段階では、小麦一ブッシェルの市場価格は最劣等地Aの個別的生産価格である六志で決定されている。そこに第二次投資として第一次投資よりも生産性の低い追加投資がなされる。しかも三表ないし四表では生産価格は不変であるという条件が与えられているために、A地には追加投資がなされないとともに、市場調節的価格は従来と変わらないA地の個別的生産価格によって規制される(……)。このような条件の下にB地に追加投資がなされる。その追加投資は五〇志の費用価格と一〇志の平均利潤をもって八ブッシェルの生産を行っている(第三表)。この表に示されているようにA地全体として見れば一二〇志の生産価格によって二〇ブッシェルの生産を挙げたのであるから、その平均生産価格は一ブッシェル当り六志となる。しかし追加投資として投下された資本のみを取出して見れば、五〇志の前貸資本と一〇志の平均利潤、合計六〇志の生産価格をもって八ブッ

シェルの小麦を生産したのであるから、その個別的生産価格は一ブッシェル当り七志二分の一となる。それが一ブッシェル六志で販売されなければならない。一ブッシェル当り一志二分の一の損失である。全体として一二志の損失となる。このような馬鹿げた追加投資が資本制生産を行う借地農業者の手によってなされるであろうか」と。この関係は第3表のC地、第4表のB地についても同様にいうることであるが、この問題は調整的生産価格以上の個別的生産価格をもつような追加投資が行われうるであろうかということである。そして、この問題は逆に言えば、農業における市場調節的生産価格は何によって規制されるのか、最劣等地の生産物の平均生産価格によってか、最劣等の生産性をもった追加資本の生産物の個別的生産価格によってか? という問題となる。田代氏は「マルクスにおいても、エンゲルスにおいても、追加投資の生産性が低下する場合に、何が市場調節的価格となるかということについて明確な解答を与えていない」といわれる。

これについて日高普氏は、田代氏が「最劣等地に生ずる差額地代」についての「エンゲルスのやり方の不整合に目をつけたことは正しい」⁽³⁾が、差額地代第二形態論における調整的生産価格決定の方式についてのマルクスとエンゲルスのちがいに充分注意を払わず「マルクスにおいても、エンゲルスにおいても、……明確な解答を与えていない」といって、マルクス・エンゲルスを「一緒にしてしまっているのは、やはり大きなミスであろう」⁽⁴⁾という。日高氏によれば、

〔第1表〕

土地種類	生産費	生産物	販売価格	収益	地代	地代増加
A	60	10	6	60	0	0
B	60	12	6	72	12	12
C	60	14	6	84	24	2×12
D	60	16	6	96	36	3×12
E	60	18	6	108	48	4×12
計	300	70		420	120	10×12

〔第2表〕 生産価格不変・生産性不変

土地種類	生産費	生産物	販売価格	収益	地代	地代増加
A	60+60=120	10+10=20	6	120	0	0
B	60+60=120	12+12=24	6	144	24	24
C	60+60=120	14+14=28	6	168	48	2×24
D	60+60=120	16+16=32	6	192	72	3×24
E	60+60=120	18+18=36	6	216	96	4×24
計	600	140		840	240	10×24

註 「追加的資本投下の生産性が同等不変の場合が堂々と第二形態の名のもとに論じられている」のは問題だ、という議論がある。日高普「差額地代第二形態論の展開」法政大学経済学会『経済志林』第24巻第2号 73~74頁、大内力『地代と土地所有』78頁をみよ。

〔第3表〕 生産価格不変・生産性低下・土地Bが無地代となる場合

土地種類	生産費	生産物	販売価格	収益	地代	地代増加
A	60	10	6	60	0	0
B	60+60=120	12 + 8 = 20	6	120	0	0
C	60+60=120	14 + 9 ¹ / ₃ = 23 ¹ / ₃	6	140	20	20
D	60+60=120	16 + 10 ² / ₃ = 26 ² / ₃	6	160	40	2×20
E	60+60=120	18 + 12 = 30	6	180	60	3×20
計	540	110		660	120	6×20

〔第4表〕 生産価格不変・生産性低下・土地Bが無地代とならぬ場合

土地種類	生産費	生産物	販売価格	収益	地代	地代増加
A	60	10	6	60	0	0
B	60+60=120	12 + 9 = 21	6	126	6	6
C	60+60=120	14 + 10 ¹ / ₂ = 24 ¹ / ₂	6	147	27	6+21
D	60+60=120	16 + 12 = 28	6	168	48	6+2×21
E	60+60=120	18 + 13 ¹ / ₂ = 31 ¹ / ₂	6	189	69	6+3×21
計	540	115		690	150	4×6+6×21

『資本論』第三巻の「第四十一、二章を通じてのマルクスの表のシステムと、それを整理したと称する第四十三章のエンゲルスの表のシステムとのあいだにある矛盾、その矛盾がもっともロコツにあらわれた個所である第四十四章の、マルクスの表にたいするエンゲルスの修正⁽⁶⁾、をどう理解するか」というふうな問題提起さるべきだったのである。ただし、差額地代第二形態について「マルクスの表とエンゲルスの表とを比較してみると……二人の、第二形態についての根本的な考え方のちがいがわかる」のであって、「エンゲルスの表の展開が二条件「日高氏のいわゆる「資本単位」と「土地所有」……常盤。これについては後述」を頭にいない展開であるのに対して、マルクスの表では「二条件があつては成立しえないような、二条件を積極的に排除しているような……場合を避けている、という意味で、二条件を頭にいれている」からである。これについては、「マルクスの展開においても日高氏の二条件に反するような『奇怪』な場合がしばしばある」として白川清氏が「異論」をとなえている⁽⁹⁾。

日高氏の解釈される如く、果してマルクスに「一貫した」考え方があつたかどうか、また日高氏のいう「二条件」が果して妥当であるかどうか、という問題は別として、日高氏並びに大内力氏によって定式化されたように、差額地代第二形態論における「マルクス方式」と「エンゲルス方式」とのあいだには「そうとう大きくちがいがあつた⁽¹⁰⁾」ことは事実である。すなわち「エンゲルス方式」とい

われる体系では、調整的生産価格は「最劣等地にかさねて投ぜられた全資本が一体となって平均利潤をえればよい、という点をもとにしている」のに対して、「マルクス方式」といわれる体系では「最劣等の生産性をもつ投資単位がそれだけで平均利潤をえなければならぬ」ということを軸として展開されている⁽¹³⁾。そして、日高氏大内氏は「エンゲルス方式」は誤りで「マルクス方式」が正しい、という。これに対し、白川氏は「エンゲルスのいうような場合を排除する必要はなく、むしろ追加的・継起的投資がなされるために地代に転形しうべき超過利潤がかえって減少する、という関係はもっと強調されてよいと考える⁽¹⁵⁾」。農業における調整的生産価格は「マルクス方式」によって規定されるのか「エンゲルス方式」によって規定されるのであろうか。

- (1) 田代隆「差額地代第二形態に対する疑問」、農業経済学会編『農業経済研究』第二七巻第二号、一九頁。
- (2) 同上、二二頁。
- (3)(4) 日高普「差額地代第二形態論について」(以下「第二形態論」と略称)、法政大学経済学会『経済志林』第二五巻第一号、八八頁。
- (5) 最劣等地に生ずる差額地代についてのマルクスの表に対するエンゲルスの批判的修正のこと。Vgl. Marx, K.: Das Kapital, M.E.L.-Institut, Bd. III/2, S. 789. 邦訳、青木文

庫版(2)一〇四四—一〇四五頁をみよ。

- (6) 日高、前掲「第二形態論」七二頁。
- (7) 日高「差額地代第二形態論の展開」(以下「展開」と略称)『経済志林』第二四巻第二号、八〇頁。
- (8) 日高、同上、八八頁。
- (9) 白川清「地代理論の批判的考察」(『農業総合研究』第一二巻第二号、六五頁。
- (10) 「マルクスの考え方はかならずしも一貫してはおらず、矛盾したものをつくんでいる」といわれる。「大内力『地代と土地所有』七四頁)。
- (11) といっても、日高氏と大内氏とは全く同じ見解であるわけでは勿論ない。例えば、日高氏のいわゆる「二条件」を大内氏は全く認めていない。大内『地代と土地所有』一一三頁以下をみよ。
- (12) 大内力『地代と土地所有』七四頁。
- (13) 日高「最劣等地に生ずる差額地代について」(以下「最劣等地」と略称)、『経済志林』第二四巻第三号、三五頁。
- (14) 日高氏については、「差額地代第二形態論の問題点」(以下「問題点」と略称)、『経済志林』第二三巻第四号にはじまる前掲一連の著作、とくに「最劣等地」、大内力氏については前掲『地代と土地所有』第三、四章、とくに九八頁以下をみよ。
- (15) 白川、前掲論文、六二頁。

農業における調整的生産価格の「限界原理」と「平均原理」

二 農業における追加投資の特殊性

— 生産性の低下する追加投資とその契機 —

一般に、資本および労働の追加的投下は「生産方法の変化や技術の改善ともなうものである」が、そのことは経済学的には次のことを意味する。資本制生産における追加的資本投下の目的は超過利潤の獲得にあるが、その本源的基礎は、生産方法の変化や技術の改善によって当該企業の労働に「例外的生産力」を附与して「強められた労働として作用」せしめ、以って「特別剰余価値」を獲得するということにある。したがって、追加投資は本来それによって当該企業の生産性を増進せしめるものでなければならぬし、他の条件を一定とすれば、生産性を増進しうるような場合にのみ追加投資が行われるとよいであろう。

ところが、周知の如く、『資本論』の差額地代第二形態論においては、追加的投資の生産性が同等不変なる場合のみならず、追加的投資の生産性が低下する場合さえもとりあげられている。このように、生産性が低下するような追加的資本投下が行われうるところに農業における追加投資の特殊性があるのであるが、このような追加投資は何をその契機として行われうるのであろうか。

まず第一に考えられることは、農産物(土地生産物)の市場価格の騰貴→調整的生産価格の上昇によってである。だから、追加投資が行われるのはそれによって生産性が増進する場合か、さもなけ

れば需要の増大に基づく市場価格——調整的価格の騰貴によるか、そのいずれかである。だが、マルクスは調整的生産価格が不変の場合のみならず、低落する場合にさえも追加投資の生産性が不変、更に低下する場合を考察している。普通の考え方からすれば、調整的生産価格が低落して生産性の低下する追加投資が行われるということは一見「奇異」なことのように思われる。だが、これは、最劣等地(A)よりも「優等的な諸土地種類での追加的諸投資によってAの生産物が余計となり、……資本がAから引上げられるか、またはAが他の生産物の生産に使用され」て、B地が新たな最劣等地として市場調整的となる場合である。マルクスはこれを基本表から第5表への変化として示している。

第5表の新たな調整的生産価格(販売価格)は1ポンドで、B地全資本の生産物の平均生産価格となっており、したがって基本表と比較して超過利潤はC、D地では減少しB地では消滅している。しかし、このことから、マルクスもまた「超過利潤が追加的資本投下の結果かえって低落するという面について」展開しているとして、これを、エンゲルスの掲げている表13(本稿の第3表)及び表14(本稿の第4表)のシステムと同一体系のものとして考えてはならない。第5表では確かに、各種土地の追加投資の生産性はそれぞれ第一次投資と比較すれば低下しているが、それらはいずれもA地の生産性よりも高いことに注目しなければならない。それらはいずれもA地の調整的生産価格クォーター当り三ポンドより低い

土地種類	エーカー	資本	利潤	生産費 クォーター当り	生産物 クォーター	穀物 クォーター	貨幣地 ポンド	超過利潤率
A	1	2 1/2	1/2	3	1	0	0	0
B	1	2 1/2	1/2	1 1/2	2	1	3	120%
C	1	2 1/2	1/2	1	3	2	6	240%
D	1	2 1/2	1/2	3/4	4	3	9	360%
計	4	10			10	6	18	平均 180%

〔第5表〕 生産価格低落・生産性低下・土地A耕作圏外に脱落

土地種類	エーカー	資本投下	利潤	生産物 クォーター	販売価格 ポンド	収益	穀物地代 クォーター	貨幣地 ポンド	超過利潤率
B	1	2 1/2 + 2 1/2	1	2 + 1 1/2 = 3 1/2	1 5/7	6	0	0	0
C	1	2 1/2 + 2 1/2	1	3 + 2 = 5	1 5/7	8 1/7	1 1/2	2 1/7	51 3/7%
D	1	2 1/2 + 2 1/2	1	4 + 3 1/2 = 7 1/2	1 5/7	12 6/7	4	6 6/7	137 1/7%
計	3	15		16		27 3/7	5 1/2	9 3/7	平均 94 2/7%

個別的生産価格で生産することができ、それだけ超過利潤を得られるものとして追加投資がなされたのであった。ところが、そのようにB、C、D地にそれぞれ倍額の追加投資が行われたことによって生産物量が増大してA地の生産物が過剰ならしめられる(A地の耕作圏外放逐)とともに、小麦生産における「標準的な・資本の平均量」が増大したのである。したがって第5表の如き事態は、個別的生産価格がA地の調整的生産価格以上になるほど生産性の低い追加投資が優等地に行われた結果、優等地の超過利潤が減少し消滅するという過程を経て成立したものではない。A地のクォーター当り三ポンドという調整的生産価格を前提してB、C、D地に追加的諸投資が行われたため、いままで一〇クォーターだった社会的需要(基本表)に対し部分的過剰生産が起って価格が低落し、それが一方では社会的需要を増大せしめる(一〇クォーターから一六クォーターへ)とともに他方ではA地を耕作圏外に放逐せしめた結果成立したのである。すなわち、そこではあくまでも調整的生産価格と個別的生産価格との差を超過利潤として獲得せんとするところに、B、C、D地における追加投資の動機があったのである。その結果として超過利潤が減少したり消滅したのである。そこで新たな調整的生産価格が新たに最劣等地となったB地の「平均生産価格」によって規定されているのは、追加的資本投下の契機が需要の増大→市場価格の騰貴によるものではなく、調整的生産価格以下の個別的生産価格による超過利潤の獲得にあり、その意味において農業における社

農業における調整的生産価格の「限界原理」と「平均原理」

会的生産力を増大せしめる方向にあることを示す性質の追加的資本投下だからである。すなわち、生産力の増大はたえず価格をおし下げる方向にあるからである。新たな調整的生産価格がB地の平均生産価格によって規制されているのは、かかる農業の社会的生産力の増進方向によって基礎づけられているからである。

だが、エンゲルスの表13及び表14(本稿の第3、4表)におけるB地の追加投資は第5表のB地の追加投資とは全くその性質を異にする。第3表及び第4表の場合には、B地(またはC地)に追加的資本投下が行われるための動機が見出されない。そこでは調整的価格は不変であり、第3表ではB地及びC地、第4表ではB地の追加投資の生産性はA地の生産性以下である。したがって、これらの追加投資による生産物の個別的生産価格は調整的価格六シリング以上である。だからこれらの追加資本はそれぞれ単独では平均利潤をうることができず、調整的価格を超過する分だけ損失を蒙ることになる。田代隆氏が正しく指摘された如く、このような馬鹿げた追加投資が資本制生産を行う借地農業者の手によってなされる筈がない。

だから第5表(マルクスの)の調整的生産価格における「平均原理」と第3、4表(エンゲルスの)における「平均原理」とではその意味が全く異なる。前者にあつては、農業における社会的生産力の発展に基づく生産物量の増大から起る過剰生産→市場価格の下落という方向のなかで、調整的生産価格として落着く帰着点を示すものであり、その結果として超過利潤が減少したり消滅したりするのであ

る。ところが、後者にあつてはかかる過剰生産→調整的生産価格の低落、という過程の媒介なしに超過利潤が減少し消滅しているのである。B地では追加投資をしなければ超過利潤がえられるのに、その超過利潤をわざわざ蚕食してしまうような「馬鹿げた追加投資」が行われえないことは明らかである。ただし、そのような資本投下は資本の本質そのものの性格と矛盾するものなのだから。

そこで、ここで一応確認しておく必要があることはこういうことである。

生産性が低下するような追加投資が行われるのは、調整的価格を不変とすれば、優等地にのみ限られ、その生産性は最劣等地の生産性以上でなければならぬ。したがって、優等地に最劣等地より生産性の低い追加投資が行われたり、あるいは、最劣等地そのものに生産性の低下する追加投資が行われるためには、農産物に対する社会的需要の増大→市場価格の騰貴がなければならない。

市場価格が調整的生産価格以上になれば、従来の価格では平均利潤をえられなかったような生産性の低い追加投資、及びより劣悪な土地が競争圏内に入る。かくてそこに新たな調整的生産価格が成立するのである。そしてその新たな調整的生産価格は、増大した社会的需要をみたすに必要な限界投資が平均利潤をうることでできる高さでなければならない。そしてその結果、その限界投資の生産性以上の生産性をもつ投下資本はその生産性の程度に応じて超過利潤をうることとなる。

「くことのできない前提となる」としたのであるが、果して「第二次投資がおこなわれるためには、一時的に発生する超過利潤さえも、資本家のフトコロにはいらず、土地所有者にとりあげられる、ということが必要」であろうか？ われわれはかかる「必要」は全くないと考える。なぜならば、ここでは追加投資（第二次投資）を行わせるのは社会的需要の増大→市場価格の騰貴であつて、土地所有者が「そのつどそのつどの超過利潤を無条件にとりあげる」からではないのだから。

かくて、日高氏の主張は「方法的にも誤まっている」のみならず、理論的にも誤まっているといわねばならない。「第二次投資がおこなわれるためには、一時的に発生する超過利潤でさえも、資本家のフトコロにはいらず、土地所有者にとりあげられる……ことが必要である」というような理解であれば、差額地代は価格の結果ではなくて原因だということにもなりかねない。だいたい、市場価格の騰貴は社会的需要の増大（四クォーターから七クォーターへ）に裏づけられているのだから、第二次投資によって穀物価格がクォーター当り「クォーポンドになるような」ことはない。社会的需要が第二次投資によってはじめて過不足なく満たされるとすれば、調整的生産価格はクォーター当り一ポンドということになる。なぜならば、クォーター当り一ポンドで販売されることよつてのみ第二次投資下資本は平均利潤を獲得できるのであり、もしも価格が一ポンド未満であれば、第二次投資は平均利潤がえられなくなるから引上げられ、

農業における調整的生産価格の「限界原理」と「平均原理」

このような関係について、平均利潤率二〇%、資本の回転度数一回なる投下単位二ポンドの資本額が同一の土地に継的に投下されて第一次投資で四クォーター、第二次投資で三クォーターの小麦を生産するという場合を例にとつて、日高氏はかつて次のように説明した。「この土地を経営する資本家は、第一次投資をなしたときに、一クォーターポンドの生産価格で売つて、何の超過利潤も得ずに平均利潤だけを得ることができ」た。その後需要が満たされなくなつて第二次の二ポンドが投下されるまでのあいだ、一時的には価格がポンドより高くなるはずである。穀物価格が一クォーターあたりポンドより高くなれば、当然そこには超過利潤が生じ、もしその超過利潤が資本家のフトコロにはいるとすれば、かれはその超過利潤をフイにしてしまうような形では、第二次投資を絶対におこなわないであろう。一クォーターがクォーポンド（第一次と第二次投資の全生産物の平均生産価格……常盤）になるような第二次投資は、おこなわれるはずがないし、たゞいとおこなわれたとしても、それまでに生じた超過利潤をフイにしないために、いったんおこなわれた第二次投資は引上げられるにちがいない。だから、この第二次投資がおこなわれるためには、一時的に発生する超過利潤でさえも、資本家のフトコロにはいらず、土地所有者にとりあげられる、ということが必要である」と。かくて、日高氏はこのことから差額地代Ⅱが成立するためには「土地所有が契約期間のとりきめなしに、そのつどそのつど超過利潤を無条件にとりあげる、ということが欠

引上げられれば、社会的需要が満たされず価格は再び騰貴することとなるからである。かくて、調整的生産価格は結局クォーター当り一ポンドに落ち着き、第一次投資にはクォーター当りポンドの超過利潤（差額地代Ⅱ）が形成される。このような意味においても差額地代Ⅱが成立するために「そのつどそのつどの超過利潤を無条件にとりあげる」土地所有の存在を前提とする必要はなかったのである。

以上、生産性が低下する追加投資が行われる場合を考察したのであるが、既に明らかになく、個別的生産価格が従来の調整的生産価格以上となるような生産性の低下する追加投資が行われるためには、穀物需要が増大し市場価格が騰貴していなければならない。そしてその場合、新たに調整的生産価格となるのは最劣等の生産性をもつ追加投資の個別的生産価格であり、そこでは調整的生産価格は「限界原理」によって規定されざるをえない。そこに農業生産の特殊性が集中的に表現されているといえよう。そこでは差額地代に転化するべき超過利潤は調整的価格の騰貴の結果成立するのである。

(1) 白川、前掲論文、六六頁。

(2) 「例外的な生産力をもつ労働は強められた労働 (potenzierte Arbeit) として作用し、同じ時間内に同種の社会的な平均労働よりもより大きな価値を創造する」(Marx, K.: Das Kapital, Bd. I/2, S. 333, 邦訳⑤五三八頁)。

(e) Marx, K.: Das Kapital, Bd. I/2, S. 334. 邦訳(三)五三八頁。

(4) Marx, K.: Das Kapital, Bd. II/2, S. 753. 邦訳(四)九〇頁。

(5) 白川、前掲論文、六三頁。白川氏はこの引用文のすぐ前で『資本論』には、……Bの追加投資の生産性がAよりも低下することが、また第二章生産価格が低落する場合の表W、Vを表IIと比較し、表VIaをVIと比較すれば超過利潤が減少している場合も部分的にのべている」と書き「エンゲルスのいうような場合を排除する必要はなく、むしろ追加的・継起的投資がなされるために地代に転形しうべき超過利潤がかえって減少する、という関係はもっと強調されてよい」(六三頁)といわれる。だが、マルクスの表V(本稿の第5表)とエンゲルスの表13、14(本稿の第3、4表)とはその意味が異なることは行論において明らかにする如くである。

(6) Marx, K.: Das Kapital, Bd. III/2, S. 728. 邦訳(四)九五三頁。「資本制の生産様式の発展につれて、事業をその標準的諸条件のもとで営むに必要な個別的資本の最低分量が増大する」(a. a. O., Bd. I/3, S. 659. 邦訳(四)九七二頁)。

(7) なるほど第5表の各地の追加投資はそれぞれ第一次投資と比較すればたしかに生産性は低下している。だが、このような追加投資が行われるようになったこと自体、農業における社会

的生产力が増進したことを示すといふべきである。そのことは基本表と比較して考えれば明らかである。もしも農業における社会的生産力がはじめから第5表の如くであれば、社会の需要が一〇プッシュェルの場合(基本表生産物合計欄)、D地の第一次、第二次投資とO地の第一次投資だけで充分社会的需要をみたしうるのであって、A地は勿論、B地にも資本投下は行われえないであろう。しかるにまず基本表の如く資本投下が行われることが前提とされているという事は、そこでは未だ、B、C、D地のいずれにおいても第二次投資の生産性はA地の第一次投資よりも低いという意味が暗黙のうちにくまれているとしなければならぬ。そのような状態から、優等地の追加投資の生産性がいずれもA地の第一次投資の生産性よりも高くなったのであるから、まさしく農業における社会的生産力の増進といわねばならぬ。

(8) 土地Aが耕作圏外におちているという点でマルクスの表(第5表)に似た表としてエンゲルスの表17(第6表)があるが、この表もよくみるとおかしい。B地の第二次投資の生産性は九プッシュェルでA地の一〇プッシュェルよりも生産性が低いのに、何故B地に第二次投資が行われてA地から資本がひきあげられてしまうのであろうか? A地から資本をひき上げてB地に第二次投資を行う必然性はない。それぞれの優等地に追加投資が行われ過剰生産↓市場価格の下落を媒介としてA地が耕作圏外

〔第6表〕 エンゲルスの表17(生産価格低落・生産性低下・土地A耕作圏外に脱落)

土地種類	生産費	生産物	販売価格	収益	地代	地代増加
B	60+60=120 <small>シリング</small>	12 + 9 = 21 <small>プツシエル</small>	5 ⁵ / ₇ <small>シリング</small>	120 <small>シリング</small>	0 <small>シリング</small>	0
C	60+60=120	14+10 ¹ / ₂ =24 ¹ / ₂	5 ⁵ / ₇	140	20	20
D	60+60=120	16 + 12 = 28	5 ⁵ / ₇	160	40	2×20
E	60+60=120	18+13 ¹ / ₂ =31 ¹ / ₂	5 ⁵ / ₇	180	60	3×20
計	480	105		600	120	6×20

におちたとするならば、それはなによりもまず、E、D、C地の追加投資によって放逐されたのである。A地より生産性の低いB地の第二次投資によってではないし、A地が放逐されるような市場状態であるならば、理論的にいってB地の第二次投資は行われるはずがないし、たとえ行われてもすぐにひきあげられてしまうであろう。B地に第二次投資が行われるくらいなら、A地の資本はひきあげられないはず。

(9) 日高「問題点」七三頁。

(10) 同上。これについて、日高氏はこの関係を『普通の土地所有者と農業資本家とのあいだの契約にはおこりえないこと』といわれるが、わたくしには大昔のデスポットのもとあるいは封建的土地所有下ではおこりうるが、差額地代IIを成立せしめるような近代的土地

所有のもとでは決しておこりえない関係であると考え(「白川、前掲論文、五七頁」と、白川氏は日高氏を批判されるが、これは日高氏の意図を汲みとらない、「あげあしとり」であろう。日高氏は「普通通りの……」と表現されているが、これは「現実の……」とか「通例の……」という意味として理解すべきであらう。「普通通りの……」ということが「大昔のデスポットの」とか「封建的土地所有下の」という意味でないことは明らかである。ただし、「土地所有者と農業資本家とのあいだの契約」というとき、そこでは範疇としての「資本家」が前提とされているのであり、したがって、そこでの土地所有は「大昔のデスポット」的土地所有でも「封建的土地所有」でもなく、まさに近代的土地所有なのだから。

(11) 白川、前掲論文、五八頁。白川氏は日高氏のこの主張を「無理な条件を加えること」となし、マルクスの「吾々はさしあたり、差額地代IIのもとでの超過利潤の形成だけを考察して……」という方法論とは相容れない。ここではないまだ、土地所有の法則が資本の運動にたいして、差額地代IIに帰着する超過利潤の形成にどんな制限なり作用を及ぼすかということとは、基本的には扱われていない(五七頁)と述べている。

(12) なお、この点に関する日高説批判として、大内、前掲書、一一七—一一八頁をみよ。

農業における調整的生産価格の「限界原理」と「平均原理」

三 最劣等地における

調整的生産価格の「平均原理」

生産性の増進する追加的資本投下

追加的投資の生産性が低下する場合でもそれが農業における社会的生産力の増進を意味する場合には調整的生産価格が最劣等地の平均生産価格によって規制されうることは既に述べた(第5表及びそれに関する説明)が、かかる「平均原理」(最劣等地の「平均原理」)の支配は追加的投資の生産性が増進する場合を考察することによって一層明白となる。

第5表の場合には「平均原理」はA地が耕作圏外に放逐されるなかで成立したが、追加投資の生産性が増進する場合には、A地が耕作圏外に放逐されなくても調整的生産価格は「平均原理」によって支配され価格は低落する。追加投資がA地にも行われその生産性が第一次投資のそれよりも高い場合がそれである。前掲、基本表の各土地にそれぞれ追加投資が行われそれぞれ第一次投資よりも一クォーターずつ生産性を増大したとしよう。そして他の諸前提(平均利潤率二〇%、資本の回転回数一回)に変化なきものとすれば、社会的需要が二四クォーターに増大しても市場調整的生産価格は追加投資の行われる前の一クォーター当り三ポンドから二ポンドに低落するであろう(第7表)。この二ポンドなる調整的価格はA地に投下された総資本額五ポンドによって生産された生産物のクォーター当

〔第7表〕 生産性増進・生産価格低落

土地種類	資本	利潤	生産費	生産物	販売価格	収益	地代	
							穀物	貨幣
A	$2\frac{1}{2} + 2\frac{1}{2} = 5$	1	6	$1 + 2 = 3$	2	6	0	0
B	$2\frac{1}{2} + 2\frac{1}{2} = 5$	1	6	$2 + 3 = 5$	2	10	2	4
C	$2\frac{1}{2} + 2\frac{1}{2} = 5$	1	6	$3 + 4 = 7$	2	14	4	8
D	$2\frac{1}{2} + 2\frac{1}{2} = 5$	1	6	$4 + 5 = 9$	2	18	7	12
計	20			24		48	13	24

りの平均生産価格である。二ポンドで売ればA地の投下資本全体として平均利潤をうる事ができるのである。ここでは調整的生産価格は最劣等地の「平均原理」によって規定されている。生産性の増進する追加投資が行われる場合、何故かかる「平均原理」によって規定されるのだろうか。それは生産性の増進する場合には、低下する場合とは追加投資の行われる契機が根本的に異なるからである。最劣等地に生産性の低下する追加投資が行われるためには市場価格の騰貴が前提とされなければならないが、生産性の増進する追加投資が行われるためにはかかる前提を必要としない。調整的価格が不変であっても、または低落してさえも、追加投資の生産性がそれ以上に増進する場合

にはそこに超過利潤が生ずるからである。第7表の如く追加投資の生産性が増進する場合、調整的価格が依然としてクォーター当り三ポンドであれば、最劣等地Aにも現物で一クォーター、貨幣額で三ポンドの超過利潤が生ずる。ところで、A地における生産性の増進(五ポンドで三クォーターを生産したのだから二ポンド当り一クォーターの増進)は追加投資によって行われたのであるから、「この追加投資は或る改良を含むのである。この改良は、総じてエーカーあたりにより多くの資本が使用されるということ(肥料の増加、機械作業の増加など)にあるのかもしれない、あるいはまた、質的に異なる一そう生産的な投資を実行することは総じてこの追加資本をまっでのみ可能となるということにあるのかもしれない」。いずれにしても、充用資本額の増加によって生産性が増進したのであるから同時に社会的には生産物量の増加を伴う。したがって、他の事情にして同等不変ならば「より大きな市場範囲を征服する」ために価格が引き下げられ、二ポンド以上ではあるが三ポンド以下に売られなければならない。そして、生産性の増進する追加投資がA地に行われる場合、「土地Aの生産物が新たな平均価格ではなく、より高い生産価格でひきつづき売られるのは、ただ、土地等級Aの相当面積が、エーカーあたり僅か二ポンドだけの資本をもってひきつづき経営される場合だけである」。

「新たな方法をとる資本家にとっては自分の商品をその社会的価値以下で売らねばならぬという形態で感知されるものとなる同じ

農業における調整的生産価格の「限界原理」と「平均原理」

法則が、競争の強制法則として、彼の競争者たちを新生産様式の採用に駆りたてる」。かくて、「エーカーあたり五ポンドの資本という新たな比率が一般化し、それにつれて改良された経営が一般化すれば」、調整的生産価格はクォーター当り二ポンドに低落せざるをえないであろう。かくして、最劣等地Aの一部に一次的に生じていた超過利潤は消滅する。この過程はまさしく、工業における特別剰余価値の生成・消滅の過程と同一である。それ故に、追加投資の生産性が増進する場合には、調整的生産価格は最劣等地に投下された全資本が平均利潤をえれば足りるといった、いわば「平均原理」によって規定されることになる。最劣等地の追加投資の生産性が増進する場合について、「正常的には調整的生産価格が低落するに違いない」とマルクスが述べているのもまさにかかる意味に理解しなければならぬ。このように、追加投資の生産性が増進する場合、調整的生産価格が最劣等地の「平均原理」によって支配されるとすれば、最劣等地には差額地代は生じない。

だが、マルクスは追加投資の生産性が増進する場合にも最劣等地に差額地代が生じうることをあげている。「改良がさしあたりAの面積の一小部分にしか及ばないとすれば、この優秀耕作部分は超過利潤を提供するのであって、土地所有者はさっそく、この超過利潤の全部または一部分を地代に転形させ、地代として固定させようとするであろう。かようにして、もし需要が供給増加と歩調を合わせる」とすれば、土地Aの全面積がだんだんと新方法に従わせられるのに

応じて、だんだん地代がA級の土地のすべてで形成され、超過生産性が全部または部分的に——市場関係に依りて——没収されるであろう。Aの生産物の、増加された投資のもとのAの生産物の平均価格への均等化は、かくして、この増加された投資の超過利潤が地代の形態で固定されることによつて妨げられようであろう。この場合には、さきに吾々が追加資本の生産力減少のばあいの優等地について見たように、生産価格を昂騰させるものは又しても超過利潤の地代への転形、すなわち、土地所有の介入であつて、差額地代は個別的生産価格と一般的生产価格との差額の単なる結果ではないであろう。土地所有の介入は、土地Aのばあひには、Aの平均生産価格による生産価格の規制を妨げるが故に、個別的生産価格と一般的生产価格との一致を妨げるであろう。だからそれは、必要生産価格よりも高い生産価格を堅く維持し、かくして地代を創造するであろう」というのである。しかし、これは「マルクスの論理が差額地代とは異質の原理〔土地所有の法則……常盤〕をもちこんだものであることを証明するもの」で、かかる地代が生じてもそれは「差額地代とはもはやいえないもの」である。この点は既に日高氏並びに大内氏によつて正しく指摘されているところであるが、ただ、日高氏の場合には、最劣等地の追加投資の生産性が増進する場合にも、「もし資本単位の遊離の可能性があるなら、A地は第二形態の地代をうむ……。そしてA地全体に追加投資が普及し、A地の経営は追加投資をふくんだ全資本額によつてでなければ充分におこなえない、

を生産するとすれば、同じく最劣等地AであってもA₁には一クォーター(三ポンド)の差額地代第二形態が生ずるであろう、ということとであるらしい。

だが、これは決して差額地代とはいえない。なぜならば、A₁とA₂との生産性の差によるA₁に生ずる一クォーター(三ポンド)の超過利潤は決して土地条件によるものではなく(両者はともに最劣等地Aなのだから)、A₁にはA₂の倍額の資本額五ポンドが投下されることによつて「技術の改良がおこなわれた」がため、資本条件にその基礎をもつものだからである。A₁の経営に生ずる超過利潤は資本そのものの増額による生産方法・技術の改良によつてなされた特別剰余価値であり、本来的には地代に転化されるものではない。それはA₂に(一般的には耕作A地の大部分に)五ポンドの資本投下が行われるまでの時期にA₁を耕作する農業資本家の手に一時的に入手される超過利潤であつて、A₂を耕作している農業資本家(またはA地を耕作しているすべての農業資本家)がA₁の資本家と同様の資本額を投じて生産方法・技術の改良を行うことによつてのみ消滅されるものである。日高氏からの引用文後半の説明からすれば、A地全体に追加投資が普及することによつてA₁に成立していた差額地代Ⅱが消滅することになるが、A地全体に追加投資が普及したためにA₁の差額地代が消滅するということはおかしい。消滅するのは地代ではなく、A₁の農業資本家の手に入っていた超過利潤Ⅱ特別剰余価値だといわねばならぬ。

農業における調整的生産価格の「限界原理」と「平均原理」

ということになると、資本単位の遊離の可能性が失われ、第二形態の地代、最劣等地に生ずる差額地代は消滅するであろう」と述べておられるので、差額地代第二形態成立のための「二条件」の一つである日高氏が強調される「資本単位」の問題を検討する意味をも含めて論及しておきたい。

日高氏のいわれる「資本単位」とは、一定量の資本が「農業から遊離されることができ、工業において平均利潤を得る資本として機能しうるに充分な額に達していなければならない」ということであるらしい。そして、生産性を増進せしめる「技術改良の性質」について極めて難解な理解を示され、「資本単位の遊離の可能性」ということは、その難解な「技術改良の性質」と関係せしめられているらしいので甚だ理解しにくいのであるが、さきの引用文の前半、「もし資本単位の遊離の可能性……」ということの意味は、引用文後半との関係からおして次ぎのことを言っているように思われる。例えば、最劣等地Aのある一エーカー(A₁とする)に投下された二ポンドの第一次投資は小麦一クォーターを生じ、同額の第二次投資が二クォーターを生産するとすれば、合計五ポンドが三クォーターを生産したということになるが、A種のすべての土地耕作のためには必ず五ポンドが必要だということとなく、それが二ポンドの二ポンドに遊離されえ、したがつて、A種の土地の他の一エーカー(A₂とする)を経営している農業資本家が二ポンドだけの資本投下でもなお農業経営を充分に行いうるとすれば、そしてそれが一クォーター

それ故に、追加投資の生産性が増進する場合、最劣等の生産性をもちA地の第一次投資の個別的生産価格が市場調整的となるか、A地の「平均生産価格」が市場調整的となるかは、A地における追加投資が特殊例外的であるか一般的普遍的であるかによつて規定される。すなわち、A地を耕作している資本家のうち追加投資を行うものが一部分か大部分かによつて規定される。だが、かく言えば、日高氏は、追加投資をなすものがA地の資本家の「一部か全部か」という基準は、追加投資の額が資本としての単位に達しているかいないか、という真の基準の、不正確な、通俗的な表象にすぎない」といわれるかもしれない。しかし、ここでわれわれが追加投資を行う資本家が「一部分か大部分」かという表現で言わんとしている意味は、その農業技術水準が一般化されているか否か、すなわち、農業資本の標準的生産力段階が問題だということであつて、このことから、そのために必要な充用資本額が「工業において平均利潤を得る資本として機能しうるに充分な額に達していなければならない」ということにはならないのである。

日高氏によれば「農産物価格がいわゆる平均原理できまらず限界原理できまるといふこと……の根拠がどこにあるかといへば、最も生産性の低い資本が、もし平均利潤を得ることができないならば、農業から引上げられて工業に投資ら(さ?)れ、そこで平均利潤をあげらうであろうという点にある」のだから、農業における「限界投資が平均利潤を要求しうるためには、それだけが農業から遊離

されることができ、工業において平均利潤を得る資本として機能しうるに充分な額に達していなければならない⁽¹⁸⁾という。そして日高氏はこれを「資本単位」と呼び差額地代第二形態成立のための「二条件」の第一条件だとする。だが、日高氏はここで重大な錯覚におちいつているといわねばならない。すなわち、氏にあっては、農業においては最劣等地に投下された資本も「平均利潤を要求しうる」という差額地代第一形態論において展開された市場価値規定の「限界原理」から、同一部門内の問題として取扱わべき「資本単位」の問題をあたかも異部門間の問題であるかの如くに考えてしまっているということである。資本単位の基準を最劣等地における投資額にもとめようとされる殆正夫氏を批判して日高氏は次の如くいう。「どうして農業における資本単位の基準を農業内部にもとめなければならぬのであろうか。第一形態を考へる場合、最劣等地への投資がどうしても平均利潤をあげなければならないという根拠は、もし平均利潤をあげなければ農業から引上げて工業に投じうること、農業に投じられる資本は農業と同様に工業にも投下しうること、つまり資本の移動の自由性というものにおかれていたということは殆氏も否定しないであろう。その自由は、第一形態ばかりでなく第二形態をもつらぬものでなければならぬ⁽²⁰⁾。だが、このことから「資本単位の基準となりうるのは、工業における単位、……もしそれが平均利潤をえられないなら引上げて工業に投ずればそこで平均利潤をあげうる資本として充分機能しうる額⁽²¹⁾」だとい

にむかう)が作用するのは同一部門内である。同一部門内においては充用資本量が多いか少ないかは生産力の差を意味するものであるから、当該部門の平均水準以上の資本量を充用する企業家は超過利潤をえ、平均以下の資本量しか充用していない企業家は平均利潤以下の利潤しかえられない。ここまで論じてくれば、「工業において平均利潤を得る資本として機能しうるに充分な額」という日高氏によって主張された「資本単位」の問題は、もしそれが問題とされなければならなかったとすれば、同一部門内の問題として取上げらるべきであったことは明らかであろう。その意味においては、農業における資本単位の基準を農業内部にもとめられる殆氏の方がむしろ正しいといわねばなるまい。

そして、農業においては同一面積における充用資本量の増大が必ずしも農業生産力の増進を意味するとはいえないが、農業においても生産力の増大は生産性を増進せしめるための追加的資本投下によってなされうるといっていいであろう。この改良をとまなう追加的資本投下を行うことによって最劣等地を経営する農業資本家も一時的に超過利潤をうることができるが、かかる改良をとまなう追加的資本投下が普及することによってこの超過利潤は消滅する。これは地代に転化するものではなく特別剰余価値であることは既に述べた。

ともあれ、生産性の増進する追加的資本投下によって最劣等地に生ずる超過利潤は農業資本家の手に入るものであり、最劣等地を経

農業における調整的生産価格の「限界原理」と「平均原理」

ことにはならない。日高氏は、異部門間の資本の競争(資本移動)に基づく一般的利潤率(平均利潤率)の形成による商品価値の生産価格への転形として成立する平均利潤と、同一部門内における資本の「平均的諸条件」の故に当該企業に帰属する平均利潤とを混同している。前者は異部門間における利潤率の均等化の結果であり、後者は同一部門内における利潤率均等化の結果である。前者は商品価値の生産価格への転形であり異部門間の資本の移動によって成立するが、この資本の移動は農業と工業との限界必要資本量が同一でなければ行われぬといった性格のものではなく、資本の有機的構成の差(及び資本の回転度数の差)にもとづく部門間の利潤率のちがいを前提にするものであるから、往々にして、むしろ限界必要資本量の差を前提とするものであり、利潤率が均等化しても部門間の限界必要資本量が均等化される必然性はない。ところが、後者は同一部門内の資本の競争の結果であり、個別的生産価格の一般的生産価格への均等化の結果である。したがってそこでは利潤率の均等化はその生産部門内の充用資本量を均等化する。同一の市場価値を成立せしめる(個別的利潤率の一般的利潤率への均等化)同一部門内の競争と商品価値を生産価格に転化せしめて利潤率均等化を成立せしめる異部門間の競争とを混同してはならない。異部門間の競争(資本の移動)が均等化せしめるのは部門間の利潤率であって部門間の限界必要資本量ではない。限界必要資本量同一化の法則(限界必要資本量は各生産部門によってテムポは異なるがいずれも増大する方向

営する他の資本家の競争の結果として消滅し、調整的生産価格は低落する。その低落の基準が、最劣等地Aに投下された資本が全体として平均利潤をうるような高さであることは明らかで、そこでは調整的生産価格は「平均原理」によって規定されるといわねばならない。ただし、そこに一時的に生ずる超過利潤は土地条件に基づくものではなく、生産性を増進せしめる追加投資という資本条件の優位性による特別剰余価値に基礎を置くものだからである。かくて、追加投資の生産性が増進する場合には、最劣等地には差額地代は生じない。

(1) Marx, K.: Das Kapital, Bd. III/2 S. 755~756.

邦訳(九)九四頁。

(2) a. a. O., Bd. I/2, S. 332. 邦訳(3)三三三頁。

(3) a. a. O., Bd. III/2, S. 756. 邦訳(9)九四四頁。

(4) a. a. O., Bd. I/2, S. 334. 邦訳(3)五三八頁。

(5) a. a. O., Bd. III/2, S. 756. 邦訳(9)九四四頁。

(6) a. a. O., S. 791. 邦訳 同上、一〇四九頁。

(7) a. a. O., S. 792. 邦訳 同上、一〇四九—一〇五〇頁。

(8) 大内、前掲書、一五五頁。

(9) 同上、一五七頁。

(10) 日高、前掲論文「最劣等地」五四頁。

(11) 日高、前掲論文「問題点」六六頁。

- (12) 同上、六九一七二頁。これについては、大内氏の批判があるので参照されたい。大内、前掲書、八〇―八二頁。
- (13) 日高、前掲論文「問題点」六九頁。
- (14) 裕正夫氏が「もつとも不生産的なる投資部分が価格を規定するとなしうる」として資本単位の基準を最劣等地における投資額にもとめている(裕「地代発生原因の発展(二)」『経済学雑誌』第二六卷第六号、三頁)のたいして、日高氏は「どうして農業における資本単位の基準を農業内部にもとめなければならぬのであろうか」(日高「第二形態論」八〇頁)と批判しているのであるが、この引用文後半の説明は、日高氏自身、資本単位の基準を農業部門内部にもとめていることにならないであらうか。
- (15) 日高、前掲論文「第二形態論」九八頁。なお、日高氏は、「この、一部か、全部か、という基準は資本論でもたびたび見つけられた。これらすべてを、不正確な通俗的表象と言いきってまちがいないと思う」(同上、九九頁)といわれる。
- (16) 日高、前掲論文「問題点」六六頁。
- (17) 同上、六五頁。
- (18) 同上、六六頁。
- (19) 第二の条件として日高氏が主張されるのは「土地私有」の存在であるが、この点の検討は前節でなしたとおりである。
- (20) 日高、前掲論文「第二形態論」八〇頁。

論文、五六―五七頁、大内、前掲書、一一三―一四頁をみよ。

四 ち す び

以上の考察によって明らかになったことをいくつかの命題にまとめてみると、およそ次の如くなる。

- (一) 農産物価格の騰貴なしには、最劣等地に生産性の低下する追加投資が行われえない。
- (二) 農産物価格の騰貴なしに生産性の低下する追加投資が行われるのは優等地においてのみであるが、それらの追加投資の生産性は最劣等地の資本の生産性以上でなければならぬ。なぜならば追加投資が行われるのは超過利潤の獲得にその動機があるのに、価格が騰貴することなしに最劣等地の生産性以下の追加投資が行われればそれまでに成立していた超過利潤が減少乃至消滅してしまうからである。したがって「エンゲルス方式」(本稿、第3、4表)の追加的資本投下は行われえない。優等地にたいして行われる生産性の低下する追加的資本投下は最劣等地の生産性によって限界づけられる。かくて、
- (三) 農業においては超過利潤率を低下させるような追加的資本投下は行われうるが、超過利潤量を減少せしめるような追加的資本投下は行われえない⁽¹⁾といふことができる。

(四) だから、最劣等地の生産性以下の追加的資本投下が行われなければならぬ場合にはその限界投資も平均利潤をえられる高さまで

農業における調整的生産価格の「限界原理」と「平均原理」

- (21) 同上。日高氏は「工業に必要な資本額と農業に必要な資本額が全く同じだということは現実的には異様に思えるかもしれないが、原理論ではこの等しさがなければ、例えば第一形態論においてさえ、農産物価格がきめられる根拠が失われる」(同上、九九頁)といわれるのであるが、それはただ差額地代の表を作成する上で、例えば、利潤率二〇%、資本の回転回数一回と前提してエーカー当り三クオーターの小麦が生産される場合、この小麦一クオーターの生産価格が一ポンドといわれるためには、その三クオーターが二 $\frac{1}{2}$ ポンドの資本によって生産されたものだといふことが前提されていなければきめられないといふことにすぎない。すなわち、これらの諸前提のもとでのみ具体的に一クオーター当り一ポンドという小麦価格がきめられているということの意味するだけのことであって、そこから「工業に必要な資本額と農業に必要な資本額が全く同じ」でなければならぬといふことを導きだすわけにはゆかない。現に、日高氏自身、「最劣等地に生ずる差額地代について」なる論文の中で、他の資本投下単位(平均利潤を含む生産費)は三ポンドまたはその倍数であるのに対し、B地の限界投資額だけは三 $\frac{1}{2}$ ポンドとなしている(日高「最劣等地」四八頁以下)。このことはまさに氏のいわれる「資本単位」なるものの根拠の空虚さをはからずも露呈しているものといえよう。
- (22) なお、日高氏の「資本単位」説批判については、白川、前掲

で調整的価格が押上げられ、調整的生産価格は最劣等の生産性をもつ限界投資の個別的生産価格によって規定されるをえない。

(四) かかる場合には最劣等地にも差額地代が生ずるが、これは調整的生産価格の上昇の結果であるから、生産性の増進する追加的資本投下が最劣等地に行われ、その生産力水準が普遍化するまでの間一時的に生ずる超過利潤と区別されねばならない。後者は「特別剰余価値」に基づく超過利潤であって差額地代に転化すべきものではない。最劣等地に生ずる差額地代は調整的生産価格の上昇の結果であるが、「特別剰余価値」に基づく超過利潤の発生は価格低落の原因となる。

これらの命題は、農業における調整的生産価格の形成原理の視角から次の如くに総括することができる。

農業における調整的生産価格は、市場価格の騰貴を媒介とすることなしに投下されえないほど追加投資の生産性が低下する場合に、その限界投資の個別的生産価格によって規定され、最劣等地の追加投資の生産性が増進する場合には最劣等地の平均的生産価格によって規定される。すなわち、最劣等地についていえば、追加投資の生産性が低下する場合には「限界原理」に支配され、追加投資の生産性が増進する場合には「平均原理」に支配される。前者の場合には最劣等地にも差額地代が生ずるが後者の場合、最劣等地に一時的に生ずる超過利潤は地代ではなく特別剰余価値である。最劣等地に生ずる差額地代は調整的生産価格の上昇(ヨリ劣悪な生産性をも

追加投資の結果であるが、特別剰余価値は生産性の増進する追加投資によって生産されるもので生産力増大→調整的価格低落の方向を意味する。生産性の増進する追加的資本投下はあらゆる資本主義的生産部門に共通の方向であるが故に、勿論資本主義的農業にもたえず作用しているのであるが、「土地の制限性」のために、かかる「生産力増大」の方向が制限され生産性の低下する追加的資本投下も行われる。そこに農業生産の特殊性があり、それは「限界原理」の支配、差額地代の成立としてあらわれる。したがって差額地代の成立は収穫逓減（及び下向序列）を前提とするとき最も容易にこれを説明することができる。だが、だからといって「理論的には下向序列と収穫逓減を前提として、はじめて差額地代の成立を説明することができる」と言いきってしまうことには疑問なしとしない。ただし、そのようにいうとき、農業における生産力の増進が否定され、農産物価格がたえず騰貴するが故に差額地代が増大するのであるかの如き誤解を生むおそれがあるからである。それでは一八四六年穀物条例の廃止によるイギリス国内における穀物価格の低廉化にもかかわらずエーカー当りの地代総額が増大した歴史的事実⁽³⁾を理解しえなくなるであろう。歴史的事実は原理論の中に入れるべきでないとしても、原理論は歴史的事実を説明できるものでなければならぬ。そこに、リカード地代論に対するマルクス差額地代論の特質があると思われる。リカード地代論が下向序列と収穫逓減を前提として差額地代論を展開することによって農業生産における土地

のもつ意義を即的に明らかにしたとすれば、マルクスはそれを資本による「生産力増大の法則」のなかで展開したところに意義がある。だが、そのことによって逆に、リカード地代論によってはつきりされた農業における「土地」のもつ意義⁽⁴⁾農業生産の特殊性（資本の生産力によって克服しきれない条件）がぼやかされた感がないではない。しかし、上向序列・収穫逓増の場合の差額地代を考察することは必ずしも「無用の瘤」とはいえず、資本によって自由につくりだせない「土地」の制限性のために収穫逓減的に作用するウェクトルを「生産力増大」という資本のウェクトルが如何に克服してゆくかということ、そして現実の農業における社会的生産力がかかる二つのウェクトルの合力によって規定される、ということも別決し「収穫逓減の法則」を絶対的なものと考へてはならないことを明らかにしたものとえよう。それ故に、差額地代の成立は下向序列と収穫逓減によってのみはじめて説明されるものというよりも、むしろ「あらゆる資本主義国に特有の現象である」⁽⁵⁾「農業の工業からの立後れの法則（Закон отставания сельского хозяйства от промышленности）」⁽⁶⁾によって説明されるべきものと考へられるが、この立入った考察は他日に譲らねばならない。ここでは農業における追加的資本投下の行われる条件乃至モメントが生産性が低下する場合と増進する場合とは根本的に異なり、調整的生産価格が最劣等の生産性をもつ資本の個別的生産価格によって規定されるか最劣等の平均的生産価格によって規定されるかは、それぞれの追加的

〔第8表〕 生産価格不変・優等地の追加投資の生産性は低下するがA地の生産性より高い

土地種類	エーカー	資本	利潤	生産費	生産物	販売価格	収益	穀物代	貨幣代	超利潤率
		ポンド	ポンド	ポンド	クォーター	ポンド	ポンド	クォーター	ポンド	
A	1	2 1/2	1 1/2	3	1	3	3	0	0	0
B	1	2 1/2 + 2 1/2 = 5	1	6	2 + 1 1/2 = 3 1/2	3	10 1/2	1 1/2	4 1/2	90%
C	1	2 1/2 + 2 1/2 = 5	1	6	3 + 2 = 5	3	15	3	9	180%
D	1	2 1/2 + 2 1/2 = 5	1	6	4 + 3 1/2 = 7 1/2	3	22 1/2	5 1/2	16 1/2	330%
計	4	17 1/2	3 1/2	21	17		51	10	30	

資本投下の行われる条件乃至モメントを検討することによって説明されるということが明らかにされれば足りるのである。

(1) 例えば、マルクスの基本表（本稿三二頁）から上に掲げる第8表になるような追加投資は行われうるが、本稿第1表から第3、4表になるような追加的資本投下はB地については行われえないということである。
この第8表の地代の欄を三二頁のマルクスの基本表のそれと比較すると穀物地代についても貨幣地代についても絶対量は、B、C、D地いずれにおいても増大しているが、超過利潤率はいずれも低下している。だが、このような追加的資本投下は行われうる。

農業における調整的生産価格の「限界原理」と「平均原理」

しかし、第3、4表を第1表と比較すると地代欄（超過利潤）が第3表ではB及びC地において、第4表ではB地において絶対的に減少している（超過利潤率は勿論減少している）。このような追加的資本投下が行われえないことは行論のうちで明らかにした如くである。
(2) 大内、前掲書、六三頁。
(3) 「イギリスの穀物関税が一八四六年に廃止されたとき、イギリスの製造業者たちは、これによって土地所有貴族を被救恤的窮民に転化させたものと信じた。ところが、それどころか土地所有貴族は以前より一そう富裕になった。」（Das Kapital, Bd. II, S. 774. 邦訳②一〇二二—一〇二三頁）
(4) 大内、前掲書、七二頁。
(5) 「土地」の制限性がたえず収穫逓減（下向序列を含む）の方向にむかわしめるとすれば、それは農産物の市場価値をたえず高め調整的生産価格を高騰せしめるように作用するのであるが、資本による「生産力増大」の方向がこれと反対に農産物の市場価値をたえず低落せしめるように作用するのである。
(6) Ленин, В. И.: Новые данные о законах развития капитализма в земледелии, Соч., т. 22, стр. 81.
(7) Менделеев, Л.: Особенности действия закона кризисов в сельском хозяйстве, «Мировая экономика и международные отношения», No. 7, 1958, стр. 46.